

地域自主戦略交付金交付要綱（文部科学省）

23文科施第5号
平成23年4月1日
文部科学大臣決定

第1 通則

地域自主戦略交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付の目的

制度要綱別表に規定されている交付対象事業のうち、学校施設環境改善に関する事業を実施する地方公共団体に対して交付金を交付することにより施設整備を推進し、教育環境の維持・向上を図ることを目的とする。

第3 交付対象

地方公共団体が作成した義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第2項に規定する施設整備計画に基づき実施される別表1又は別表2に掲げる事業（他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）を交付対象事業とする。なお、施設整備計画に記載する事項は学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号）第3と同様とし、学校施設環境改善交付金の交付対象事業と合わせて一つの施設整備計画を作成し、当該施設整備計画を文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

第4 交付額

文部科学大臣は、制度要綱第9により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、制度要綱別添により算出される地方公共団体ごとの交付限度額以内で、地域自主戦略交付金の事業実施計画に掲げる交付対象事業に要する費用を地方公共団体に交付する。交付額の算定については、学校施設環境改善交付金交付要綱第6の規定を準用し、事業ごとに算出した配分基礎額に算定割合を乗じた額の総和と事業に要する経費の額に算定割合を乗じた額の総和とを比較して少ない方の額に事務費（算定した交付対象経費に100分の1を乗じて算定）を加えた額を交付する。

第5 申請手続

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする地方公共団体（以下「交付申請者」という。）は、別に

通知する日までに、大臣に対し、交付申請書（別記様式1）に必要な書類を添付して提出するものとする。

第6 交付決定

大臣は、第5の規定により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めるときは、適正化法第6条の規定に基づき、交付申請者に交付金の交付の決定を行うものとする。

第7 交付決定の通知

大臣は、第6の規定による交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付申請者に通知（別記様式2）するものとする。

第8 申請の取下げ

適正化法第9条第1項に規定する申請の取下げについて、交付申請者は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、大臣に申請取下書（別記様式3）を提出しなければならない。

第9 交付対象事業の内容の変更

交付申請者は、交付対象事業の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書（別記様式4）を提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、交付決定額に変更をきたすことが無い場合は、この限りではない。

第10 交付対象事業の廃止

交付申請者は、交付決定を受けた学校施設環境改善に関する事業の全てを廃止しする場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式5）を提出し、その承認を受けなければならない。

第11 交付対象事業の遅延の届出

交付申請者は、交付対象事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式6）を提出しなければならない。

第12 状況報告

交付申請者は、適正化法第12条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

第13 交付事業の遂行等の命令

- 1 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第13条第1項の規定に基づき、交付申請者に

対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 大臣は、交付申請者が前項の命令に違反したときは、適正化法第13条第2項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

第14 実績報告

- 1 交付申請者は、適正化法第14条の規定による実績報告については、事業の完了の日（交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して1ヶ月以内又は事業の完了の日が属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、大臣に実績報告書（別記様式7）を提出して行うものとする。
- 2 交付申請者は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

第15 交付金の額の確定等

大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書（別記様式8）を通知するものとする。

第16 是正のための措置

大臣は、第12の規定に基づき報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該交付申請者に対して命ずることができる。

第17 交付金の返還命令

大臣は、交付申請者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、当該交付申請者にその超える額の返還を命ずることとする。

第18 交付金の返還の期限

適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、同条第1項の場合にあっては、交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、同条第2項の場合にあっては、原則として第10条第1項の規定による額の確定の通知の日から20日以内とする。

第19 交付金の経理

交付申請者は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第20 交付対象事業の検査等

- 1 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第23条第1項の規定に基づき、交付申請者に対して報告をさせ、又は文部科学省職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 適正化法第23条第2項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式9によるものとする。

第21 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4項の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 交付申請者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認の手続等については、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号。以下「運用細目」という。）第3の20の規定を準用する。

第22 施設整備計画の事後評価

- 1 交付対象事業を行った地方公共団体は、第3で作成した施設整備計画の計画期間の終了時に、施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。なお、この評価については、学校施設環境改善交付金交付要綱第8で行う学校施設環境改善交付金の交付対象事業と合わせて一つの様式を作成し、当該様式を用いて大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、地方公共団体に対し、必要な助言をすることができる。

第23 その他

この要綱に定めるもののほか、地域自主戦略交付金の交付に関し必要な事項は運用細目で定める。

附 則

この要綱の規定は、平成23年度以降の年度に係る国の交付金の交付について適用し、平成22年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で平成23年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお、従前の例による。

別表 1 (本土に係るもの)

| 項 | 交付対象事業 | 対象となる経費 | 算定割合 |
|---|--------------------|--|-------|
| 1 | 都道府県立高等学校の産業教育施設整備 | <p>高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業に要する経費。</p> <p>ア 一般施設</p> <p>農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する学科若しくは総合学科（職業科目を25単位以上開設している場合に限る。）を設置している高等学校において、産業教育振興法施行令（昭和27年政令第405号）別表に掲げる施設及び当該施設の整備に伴い必要となる廊下等（以下「附帯施設」という）の整備。ただし、各科目群ごとに別表3に掲げる基準面積を上限とする。</p> <p>イ 普通科等家庭科</p> <p>高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設（家庭総合実習室、被服実習室及び食物実習室）及び附帯施設の整備。ただし、各施設ごとに4～17単位（科目「家庭基礎」は2～7単位）の場合は630㎡、18単位以上の場合は730㎡を上限とし、この面積から整備を行う年度の前年度末の現有面積を減じた面積を限度とする。</p> <p>ウ 専攻科</p> <p>高等学校における職業学科若しくは総合学科の卒業者又はこれに準ずる者に対し、引き続き一貫した専門教育を行うために高等学校に設置する専攻科において必要な実験実習施設及び附帯施設の整備。ただし、各専攻科ごとに別表3に掲げる面積を上限とする。</p> <p>エ 産業教育共同利用施設</p> <p>高等学校の生徒の実習及び教員の研修等を行うために設置する産業教育共同利用施設において必要な寄宿舍、実験実習施設及び附帯施設の整備（鉄筋コンクリート造のものに限る。）。ただし、一施設当たり3,500㎡を上限とする。</p> <p>オ 農業経営者育成高等学校拡充整備</p> <p>農業高等学校において農業の担い手の育成を目的とする教育を充実するため、必要な寄宿舍（居住、寝室等生徒の寄宿のために供する室、図書室、医務室等生徒の教養保健のために供する室、管理</p> | 1 / 3 |

| | | | |
|---|-------------------------------|--|---|
| | | <p>人室、食堂、便所等の管理関係室、物置等の付属室及びこれらの各室に附帯する玄関、昇降口、階段、廊下（渡り廊下を含む。）等の通路部分とし、鉄筋コンクリート造のものに限る。）、実験実習施設及び附帯施設の拡充整備。ただし、寄宿舎教育を1年を超えて実施する場合、寄宿舎は4,052㎡、実験実習施設は1,868㎡を上限とし、寄宿舎教育を6月から1年実施する場合、寄宿舎は2,280㎡、実験実習施設1,256㎡を上限とする。</p> <p>カ 特別装置</p> <p>高等学校において、産業教育のための実験実習に必要な装置等のうち産業教育のための実験実習施設と一体として使用される装置等の整備（施設を整備した年度若しくは次年度又はその両年度において整備する装置等であり、施設の新築、増築、改築又は改修（電気、給水、排水等の附帯工事も含む。）に伴い整備する装置であるものに限る。）。ただし、一学校当たり1,000万円未満のものを除く。</p> <p>ク 実習船</p> <p>高等学校の水産に関する学科における生徒の乗船実習のための実習船の建造。ただし、100トン未満のものを除く。</p> | |
| 2 | 都道府県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のアンテナ等工事に要する経費。 | 1 / 2 |
| 3 | 都道府県立の社会体育施設整備 | <p>社会体育施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業に要する経費。</p> <p>ア 地域スポーツセンター新改築</p> <p>地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えるものに限る。）。ただし、床面積4,000㎡（研究又は宿泊機能を併設する施設にあっては6,000㎡）を上限とし、2,000㎡未満のものを除く。</p> <p>イ 地域スポーツセンター改造</p> <p>社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設</p> | <p>ア～ウ、オ及びカ 1 / 3</p> <p>エ 1 / 2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スィミングセンターにあっては1 / 2</p> |

整備費補助金の交付を受けて建築し、建築後 20 年以上経過したものの改造（改造により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備え、かつ、床面積が 2,000 ㎡以上となるものに限る。）。ただし、補助対象工事費 6,000 万円未満のもの又は改造前の床面積が 1,500 ㎡未満のものを除く。

ウ 地域スイミングセンターの新改築

一般の利用に供するための地域スイミングセンターの新築又は改築（新築又は改築により、談話室、トレーニング室等を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できるよう設計された温水プール、屋外プールにあってはプール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備えるものに限る。）。ただし、プール本体については水面積 600 ㎡を上限とし、200 ㎡未満のものを除く。談話室等については床面積 100 ㎡を上限とする。

エ 浄水型水泳プールの新改築

一般の利用に供するための浄水型水泳プールであって、地震防災対策特別措置法（以下「地震特措法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に計上されているものの新築又は改築（新築又は改築により、プール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できる温水プールを備えるものに限る。）。ただし、プール本体については、屋内に設置するものにあつては水面積 600 ㎡を上限とし、屋外に設置するものにあつては水面積 400 ㎡を上限とする。

オ 地域屋外スポーツセンターの新改築

一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、運動場（野球場及びコートを除く。）、クラブハウス及び照明施設を備えるものに限る。）。ただし、運動場にあっては実際に運動を行う区画の面積 10,000 ㎡を上限とし、5,000 ㎡未満のものを除く。クラブハウスにあっては談話室、トレーニング室等を備えるもので、床面積 330 ㎡を上限とする。照明施設にあっては照明しようとする面積に対し、

2 辺以上の方向から照明されるもので地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、照明しようとする面積 10,000 m²を上限とし、5,000 m²未満のものを除く。

カ 地域武道センターの新改築

一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築（新築または改築により、談話室、トレーニング室等を備える柔・剣道場及び弓道場に限る。）ただし、財政力指数が 1.00 を超える都道府県の設置するものは除き、柔・剣道場にあつては床面積 2,100 m²を上限とし、550 m²未満のものを除く。

別表 2 (沖縄県に係るもの)

| 項 | 交付対象事業 | 対象となる経費 | 算定割合 |
|---|-----------------|--|--------|
| 1 | 県立高等学校の産業教育施設整備 | <p>高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業に要する経費。</p> <p>ア 一般施設</p> <p>農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報又は福祉に関する学科若しくは総合学科（職業科目を25単位以上開設している場合に限る。）を設置している高等学校において、産業教育振興法施行令（昭和27年政令第405号）別表に掲げる施設及び当該施設の整備に伴い必要となる廊下等（以下「附帯施設」という）の整備。ただし、各科目群ごとに別表3に掲げる基準面積を上限とする。</p> <p>イ 普通科等家庭科</p> <p>高等学校の普通科等における家庭科教育のための実験実習施設（家庭総合実習室、被服実習室及び食物実習室）及び附帯施設の整備。ただし、各施設ごとに4～17単位（科目「家庭基礎」は2～7単位）の場合は630㎡、18単位以上の場合は730㎡を上限とし、この面積から整備を行う年度の前年度末の現有面積を減じた面積を限度とする。</p> <p>ウ 専攻科</p> <p>高等学校における職業学科若しくは総合学科の卒業者又はこれに準ずる者に対し、引き続き一貫した専門教育を行うために高等学校に設置する専攻科において必要な実験実習施設及び附帯施設の整備。ただし、各専攻科ごとに別表3に掲げる面積を上限とする。</p> <p>エ 産業教育共同利用施設</p> <p>高等学校の生徒の実習及び教員の研修等を行うために設置する産業教育共同利用施設において必要な寄宿舍、実験実習施設及び附帯施設の整備（鉄筋コンクリート造のものに限る。）。ただし、一施設当たり3,500㎡を上限とする。</p> <p>オ 農業経営者育成高等学校拡充整備</p> <p>農業高等学校において農業の担い手の育成を目的とする教育を充実するため、必要な寄宿舍（居住、寝室等生徒の寄宿のために供する室、図書室、医務室等生徒の教養保健のために供する室、管理</p> | 6 / 10 |

| | | | |
|---|----------------------------|--|---|
| | | <p>人室、食堂、便所等の管理関係室、物置等の付属室及びこれらの各室に附帯する玄関、昇降口、階段、廊下（渡り廊下を含む。）等の通路部分とし、鉄筋コンクリート造のものに限る。）、実験実習施設及び附帯施設の拡充整備。ただし、寄宿舎教育を1年を超えて実施する場合、寄宿舎は4,052㎡、実験実習施設は1,868㎡を上限とし、寄宿舎教育を6月から1年実施する場合、寄宿舎は2,280㎡、実験実習施設1,256㎡を上限とする。</p> <p>カ 特別装置</p> <p>高等学校において、産業教育のための実験実習に必要な装置等のうち産業教育のための実験実習施設と一体として使用される装置等の整備（施設を整備した年度若しくは次年度又はその両年度において整備する装置等であり、施設の新築、増築、改築又は改修（電気、給水、排水等の附帯工事も含む。）に伴い整備する装置であるものに限る。）。ただし、一学校当たり1,000万円未満のものを除く。</p> <p>ク 実習船</p> <p>高等学校の水産に関する学科における生徒の乗船実習のための実習船の建造。ただし、100トン未満のものを除く。</p> | |
| 2 | 県立学校の地上デジタル放送受信のためのアンテナ等工事 | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のアンテナ等工事に要する経費。 | 1 / 2 |
| 3 | 県立の社会体育施設整備 | <p>社会体育施設の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業に要する経費。</p> <p>ア 地域スポーツセンター新改築</p> <p>地域スポーツクラブの活動拠点となる地域スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備えるものに限る。）。ただし、床面積4,000㎡（研究又は宿泊機能を併設する施設にあっては6,000㎡）を上限とし、2,000㎡未満のものを除く。</p> <p>イ 地域スポーツセンター改造</p> <p>社会体育施設整備費補助金又は公立学校等施設</p> | <p>ア～ウ、オ及びカ 1 / 3</p> <p>エ 1 / 2</p> <p>（算定割合の特例）</p> <p>地震特措法第4条の規定の適用のある浄水型の地域スィミングセンターにあっては1 / 2</p> |

整備費補助金の交付を受けて建築し、建築後 20 年以上経過したものの改造（改造により、体育室、トレーニング室、健康・体力相談室、体力測定室、会議室、研修室、談話室、シャワー室及び更衣室を全て備え、かつ、床面積が 2,000 ㎡以上となるものに限る。）。ただし、補助対象工事費 6,000 万円未満のもの又は改造前の床面積が 1,500 ㎡未満のものを除く。

ウ 地域スイミングセンターの新改築

一般の利用に供するための地域スイミングセンターの新築又は改築（新築又は改築により、談話室、トレーニング室等を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できるよう設計された温水プール、屋外プールにあってはプール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備えるものに限る。）。ただし、プール本体については水面積 600 ㎡を上限とし、200 ㎡未満のものを除く。談話室等については床面積 100 ㎡を上限とする。

エ 浄水型水泳プールの新改築

一般の利用に供するための浄水型水泳プールであって、地震防災対策特別措置法（以下「地震特措法」という。）第 2 条第 1 項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に計上されているものの新築又は改築（新築又は改築により、プール水を飲料水等に活用するための浄水機能を備え、かつ、屋内プールにあっては年間を通して利用できる温水プールを備えるものに限る。）。ただし、プール本体については、屋内に設置するものにあつては水面積 600 ㎡を上限とし、屋外に設置するものにあつては水面積 400 ㎡を上限とする。

オ 地域屋外スポーツセンターの新改築

一般の利用に供するための地域屋外スポーツセンターの新築又は改築（新築又は改築により、運動場（野球場及びコートを除く。）、クラブハウス及び照明施設を備えるものに限る。）。ただし、運動場にあっては実際に運動を行う区画の面積 10,000 ㎡を上限とし、5,000 ㎡未満のものを除く。クラブハウスにあっては談話室、トレーニング室等を備えるもので、床面積 330 ㎡を上限とする。照明施設にあっては照明しようとする面積に対し、

| | | | |
|---|-------------|--|-------|
| | | <p>2 辺以上の方向から照明されるもので地上面における平均照度が 200 ルクス以上であり、照明しようとする面積 10,000 m²を上限とし、5,000 m²未満のものを除く。</p> <p>カ 地域武道センターの新改築</p> <p>一般の利用に供するための地域武道センターの新築又は改築（新築または改築により、談話室、トレーニング室等を備える柔・剣道場又は弓道場に限る。）ただし、財政力指数が 1.00 を超える県の設置するものは除き、柔・剣道場にあつては床面積 2,100 m²を上限とし、550 m²未満のものを除く。</p> | |
| 4 | 県立高等学校の新增改築 | <p>高等学校及び中等教育学校の後期課程の建物の整備に必要な経費のうち、次に掲げる事業に要する経費（対象限度面積が概ね 2,000 m²未満のものに限る。ただし、他の整備事業と一体で行う新增築を除く。）。</p> <p>ア 建物の新增築</p> <p>建物（産業教育及び給食のための施設を除く。）の新築又は増築（当該建物の新築又は増築と併せて普通科等家庭科施設を新築又は増築する場合にあつては、当該新築又は増築に要する経費を含む）。</p> <p>イ 構造上危険な状態にある建物の改築</p> <p>全日制の課程の建物（給食のための施設を除く。）、定時制の課程及び通信制の課程の建物（職業学科における校舎を除く。）の構造上危険な状態にあるものの改築（全日制の課程の建物の改築と併せて普通科等家庭科施設を改築する場合にあつては、当該改築に要する経費を含む。）。</p> | 2 / 3 |

別表3（産業教育施設関係）

ア 一般施設

| 科 目 群 | 基 準 面 積 |
|----------------|--------------------|
| 情報基礎に関する科目群 | 490 m ² |
| 情報応用に関する科目群 | 1,750 |
| 生物生産に関する科目群 | 8,470 |
| 林業に関する科目群 | 1,720 |
| 食品科学に関する科目群 | 2,260 |
| 工業基礎に関する科目群 | 1,220 |
| 電子基礎に関する科目群 | 440 |
| 機械に関する科目群 | 3,220 |
| 自動車に関する科目群 | 3,380 |
| 船舶に関する科目群 | 2,840 |
| 電気に関する科目群 | 1,760 |
| 電子応用に関する科目群 | 1,910 |
| 建築に関する科目群 | 1,860 |
| 設備工業に関する科目群 | 2,110 |
| 土木・造園に関する科目群 | 1,760 |
| 化学工業に関する科目群 | 2,130 |
| 材料技術に関する科目群 | 2,690 |
| セラミックに関する科目群 | 2,390 |
| 繊維に関する科目群 | 2,200 |
| インテリアに関する科目群 | 2,600 |
| デザインに関する科目群 | 2,310 |
| 流通・経営に関する科目群 | 1,460 |
| 国際経済に関する科目群 | 520 |
| 水産・海洋基礎に関する科目群 | 1,150 |
| 海洋漁業に関する科目群 | 880 |
| 栽培漁業に関する科目群 | 1,150 |
| 被服に関する科目群 | 440 |
| 食物・調理に関する科目群 | 720 |
| 保育・福祉に関する科目群 | 1,170 |
| 看護に関する科目群 | 1,190 |

上記面積に別に定める補正を適用する場合は、補正後の面積

ウ 専攻科

以下の「専攻科」に掲げる各専攻科ごとの面積に次の（一）及び（二）により算出した係数を乗じて得た数（四捨五入）の和をもって当該専攻科の面積とする。

| | |
|-----------|--------|
| 農業に関する専攻科 | 4,500㎡ |
| 工業に関する専攻科 | 2,700 |
| 商業に関する専攻科 | 2,100 |
| 水産に関する専攻科 | 2,700 |
| 家庭に関する専攻科 | 1,000 |
| 看護に関する専攻科 | 1,000 |

（一）生徒数補正係数一覧

| | | | | |
|---------|------|-------|--------|-------------------|
| 算出数 | 1～39 | 40～80 | 81～120 | 121～ |
| 増減係数(%) | 80 | 100 | 130 | 以後40人増えるごとに10%づつ増 |

（二）修業年数補正係数一覧

| | | | |
|---------|----|-----|-----|
| 修業年限 | 1年 | 2年 | 3年 |
| 増減係数(%) | 80 | 100 | 130 |

(別記様式1 交付申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地域自主戦略交付金交付申請書

地域自主戦略交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

- 1 事業の目的 学校施設環境改善に関する事業
- 2 交付申請額

(単位:千円)

| |
|-------|
| 交付申請額 |
| |

注) 地域自主戦略交付金事業実施計画の写しを添付すること。

(別記様式2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣

印

地域自主戦略交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった地域自主戦略交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

- 1 事業の目的 学校施設環境改善に関する事業
- 2 交付決定額

(単位:千円)

| |
|-------|
| 交付決定額 |
| |

- 3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 実績報告については、地域自主戦略交付金交付要綱(文部科学省)(以下「交付要綱」という。)第14によるものとする。
- 5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。
- 6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式3 申請取下書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地域自主戦略交付金申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った地域自主戦略交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取下げた事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式5 事業廃止承認申請書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地域自主戦略交付金事業廃止承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた地域自主戦略交付金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条の規定により、下記のとおり事業廃止したいので、承認されるよう申請する。

記

- 1 交付決定額 _____ 千円
- 2 廃止の事由

注) 交付決定通知書の写しを添付すること。

(別記様式6 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地域自主戦略交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、(昭和30年法律第179号)第7条の規定により、下記のとおり報告する。

記

| 事業名 | 学校名(施設名) | 事業概要 | 工事着工 年 月 日 | 工事完了 予定年月日 |
|-----|----------|------|---------------|---------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

※事業遅延の事由については、別紙(任意様式)に理由書として作成し添付すること。

(別記様式7 実績報告書)

番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

印

地域自主戦略交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された地域自主戦略交付金の

交付対象事業について、

| | |
|---------|---|
| 完 | 了 |
| 廃 | 止 |
| 会計年後が終了 | |

したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に

関する法律(昭和30年法律第179号)第14条の規定により、下記のとおり報告する。

記

1 交付金の実績

(単位:千円)

| 交付決定額 | 交付金充当額 | 不用額 |
|-------|--------|-----|
| | | |

注) 交付対象事業について、完了又は廃止した場合には様式 I を添付し、会計年度が終了した場合には様式 II を添付すること。

[様式 I]

地 域 自 主 戦 略 交 付 金 実 績 報 告

(学 校 施 設 環 境 改 善 に 関 す る 事 業)

1. 交付決定年度

2. 予算区分

3. 充当内容

(単位：千円)

| 事業名 | 学校名 (施設名) | 事業概要 | 総 事 業 費 | 交付対象事業費 | 地域自主戦略交付金 充 当 額 | そ の 他 | 交付対象外経費 |
|-----|-----------|------|-------------|-------------|--------------------|-------|---------|
| | | | (A = B + E) | (B = C + D) | (C) | (D) | (E) |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | |

4. 交付金の実績

| 地域自主戦略交付金 交 付 決 定 額 | 地域自主戦略交付金 充当額 (C) の合計 | 不 用 額 |
|------------------------|--------------------------|-------|
| (F) | (G) | (H) |
| | | |

【留意事項】
 ○「事業名」、「学校名(施設名)」、「事業概要」欄については、地域自主戦略交付金の事業実施計画と記載内容を同一にすること。
 ○「その他」欄については、地方負担(地方債、一般財源等)や他の補助金等の充当額を記載すること。

[様式Ⅱ]

地域自主戦略交付金年度終了実績報告

(学校施設環境改善に関する事業)

1. 交付決定年度
2. 予算区分
3. 充当内容

(単位：千円)

| 事業名 | 学校名 (施設名) | 事業概要 | 交付対象事業費 | 地域自主戦略交付金 充 当 額 | 年度内充当額 | 翌年度繰越額 | 事業完了 予定年月日 | 完了・ 未完了 の別 |
|-----|-----------|------|---------|--------------------|--------|--------|---------------|------------------|
| | | | (A) | (B = C + D) | (C) | (D) | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

4. 交付金の充当状況等

| 地域自主戦略交付金 交 付 決 定 額 | 年度内充当額 (C) の合計 | 翌年度繰越額 (D) の合計 | 当該年度不用額 |
|------------------------|-------------------|-------------------|---------|
| (E) | (F) | (G) | (H) |
| | | | |

【留意事項】
 ○「事業名」、「学校名 (施設名)」、「事業概要」欄については、地域自主戦略交付金の事業実施計画と記載内容を同一にすること。

(別記様式8 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

文部科学大臣

印

地域自主戦略交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された地域自主戦略交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式9 立入検査等職員身分証票)

表 面

9cm

↑

第 号
年 月 日発行

官 職 氏 名
年 月 日生

6.5
cm

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第23条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

文部科学大臣

印

↓

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)抜粋

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。